

住民税非課税世帯等臨時特別給付金

家計急変世帯へ10万円を支給

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員の収入額が市町村民税非課税水準相当となった世帯を対象に、臨時特別給付金10万円を支給します。

給付対象

市町村民税課税世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降に家計が急変し、世帯全員の収入額（令和3年中の収入または任意の1カ月の収入）や所得額が、市町村民税非課税水準以下に相当すると認められる世帯

※令和3年度分の市町村民税均等割が課税されている世帯全員のそれぞれの収入額や所得額で判定。なお、非課税世帯への臨時特別給付金を受給した世帯や、世帯全員が市町村民税均等割に課税されている人の扶養親族となっている世帯は対象外。

支給額

1世帯当たり10万円

受給申請

受給するためには申請が必要で、申請書（請求書）および収入（所得）見込額の申立書に、次の書類を添えて、福祉課（市役所1階）へ郵送または持参してください。

- 申請者（世帯主）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードの表面、健康保険被保険者証などの写し）
- 世帯構成が確認できる書類（住民票、戸籍謄本などの写し）
- 世帯全員の令和3年中の収入または任意の1カ月の収入の状況が確認できる書類

▼市ホームページはこちら



類（帳簿、通帳、確定申告書、源泉徴収票など）の写し
●振込口座を確認できる書類（申請者名義の通帳やキャッシュカードなど）の写し
※申請書（請求書）および収入（所得）見込額の申立書は、福祉課窓口で配布する他、市ホームページから取得可。なお、市町村民税が未申告の人は申告を済ませてください。

申請期限

9月30日（金）まで（30日の消印有効）

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したわけではないにもかかわらず、意図的に給付を申請することは不正行為です。詳細は左記までお問い合わせください。

申問 福祉課社会福祉班

☎73・0096

新型コロナウイルス感染症に伴う市独自支援策第8弾 さらなる感染対策などを実施

循環バス感染症対策事業

不特定多数の人が利用する循環バスの利用者および運転者の感染予防のため、車内の空気を浄化する機能などを施した車両を2台購入します。

問 環境生活課市民協働班 ☎73-0088

職業相談事業

非対面型の求職相談を実施するため、産業振興課（市役所3階）内の求人情報閲覧コーナーに、ハローワークオンラインに接続できる環境を整備します。

問 産業振興課商工観光室 ☎73-0089

前記の事業の他、次の感染対策も実施します。

- 勤労青少年ホーム、野栄福祉センター、パークゴルフそうさにサーマルカメラを設置。

- マザーズホーム、つどいの広場、小・中学校、幼稚園に空気清浄機と二酸化炭素濃度測定器を整備。
- 市民病院のコロナ患者病室へ手洗い台を設置。

匠瑤の魅力発信事業

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ地域経済の活性化を図るため、観光振興施策として、観光PR映像制作などを行い、本市の魅力を発信します。

◆観光PR映像制作

市の認知度の向上のため、観光PR映像を制作します。

◆観光需要創出

市への誘客を図るため、観光資源を活用した企画を実施します。

問 産業振興課商工観光室 ☎73-0089

マイナンバーカードはさまざまなサービスに利用できます

75歳以上の人に交付申請書を送付



75歳以上でマイナンバーカード未取得の人に、千葉県後期高齢者医療広域連合から交付申請書を送付します。マイナンバーカードは、写真付きの本人確認書類として利用できる他、さまざまなサービスに利用できます。この機会に便利なカードを作ってみませんか。

カードを利用してできるサービス

●コンビニ交付サービスの利用 ●マイナポイントの取得 ●e-Taxを利用した税の申告 ●健康保険被保険者証として利用 など

※サービスは今後も増えていく予定です。

保険証としての利用には登録が必要

マイナンバーカードは、オンライン資格確認に対応した一部の医療機関で、健康保険被保険者証(保険証)として利用できます。

就職・転職や引っ越しをしても、カードを保険証として引き続き利用でき、限度額認定証がなくても高額療養費における自己負担限度額以上の医療費の支払いを免除されるなどのメリットがあります。

保険証としての利用には登録が必要です。マイナポータルから手続きしてください。なお、登録後も、健康保険の加入や脱退の際には従来通り届け出が必要です。

問市民課国保年金班 ☎73-0086

カードの交付申請・受け取り

交付申請は、次の方法などで行うことができます。その後、マイナンバーカードが作成されてから交付通知書が送付されます。記載された交付窓口でカードを受け取ってください。

郵送による申請…交付申請書に顔写真を貼り、必要事項を記入します。交付申請書を送付用封筒に入れ、郵便ポストに投函してください。

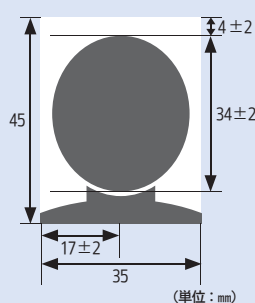
証明写真機による申請…証明写真機でタッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、交付申請書のQRコードをバーコードにかざし、ガイダンスに沿って操作します。

この他、スマートフォンなどからも申請できます。※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標。

問市民課戸籍班 ☎73-0086

申請用写真の規格

直近6カ月以内に撮影したもの(縦45mm、横35mm。白黒でも可)



(単位:mm)

新型コロナワクチン情報

交互接種でも十分な効果あり

市では、新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)を実施しています。

令和3年9月30日までに2回目の接種が完了した対象者には、接種券(一体型予約診療票)を発送しました。それ以降に完了した人には順次発送予定です。

交互接種でも抗体価は十分に上昇

3回目接種は、1・2回目と異なるワクチンを接種すること(交互接種)が可能です。

1・2回目でファイザー社製ワクチンを接種した人が、3回目でファイザー社製ワクチンを接種した場合とモデルナ社製ワクチンを接種した場合のどちらにおいても、抗体価が十分に上昇するなどの効果が報告されています。

副反応は、どちらのワクチンも1・2回目接種で報告されたものと同程度であ

り、3回目とも同じ種類のワクチンを接種した場合と比べて差が無かったと報告されています。

予約はコールセンターまたは専用サイトから

接種を希望する人は、接種券が届いたら、予約専用コールセンターへ電話するか、予約専用サイトから予約してください。

なお、接種日程は、同コールセンターまたは同サイトで確認してください。

▼予約専用サイトはこちら



1・2回目接種の予約も受け付けています

3回目接種と同時に1・2回目の接種も行っています。希望者は、左記までお申し込みください。

申問 予約専用コールセンター

☎85・5672